

青森県報

第九百八十号

令和七年
十月十七日
(金曜日)

目 次

告 示

○漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(地域企業支援課) ……一

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(会計管理課) ……二

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(三八農林水産事務所) ……二

公安委員会

○ガスクロマトグラフ質量分析計賃借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……三

公営企業

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院営部) ……五

告 示

青森県告示第五百二十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定に

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和七年十月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加入区の名称
青森市大字小橋字田川二六	山口 隆治	後潟	
青森市大字四戸橋字磯部四〇の九八	工藤 徳光		
青森市大字後潟字大原八七の三	西谷 文昭		

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

C i N A C i i N A 青森

青森市浜田一丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社 F i r s t o

神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目九

代表取締役 相川博史

三 市町村の意見の概要

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それに係る関係省令及び青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。(指針二1(3))

2 青森市事業系一般廃棄物の減量化等に係る指示に関する要綱の規定により、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、減量化及び資源化に努めること。(指針二1(3))

3 青森市清掃工場では「リサイクルできる古紙類の搬入制限」を行っているため、段ボールや新聞だけでなく、雑がみ(空き箱、カタログ、コピー用紙など)の分別を行うなど、古紙類のリサイクルを行うこと。ただし、防水加工紙、感熱紙など、リサイクルできない紙類もあるため、古紙のリサイクルを行う業者と確認すること。(指針二1(3))

4 本市において災害が発生する又は発生のおそれがある場合、市民等が一時的に避難する場所として駐車場等の敷地の一部の使用や避難者への物資の提供など、災害時等の支援に係る協定等の締結について検討すること。(指針二1(4))

5 定格出力が七・五kw以上の送風機(換気ファンや室外機の送風機部分等)や、燃料消費量が十五L/h以上の灯油等のボイラー等を設置する場合は、騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であるため、届出を要する設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。(指針二2(1)①)

6 重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施方法や時間帯等について十分配慮すること。(指針二2(1)②)

7 廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準を遵守すること。(指針二2(2)①)

8 産業廃棄物と一般廃棄物が混在しないように保管場所を確保するほか、従業員への指導や掲示物など、保管場所が適正に使用されるようにすること。(指針二2(2)①)

9 廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物の種類により、それぞれ産業廃棄物処理業の許可を有する者(収集運搬、処分)、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者(収集運搬、処分)に委託する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める委託基準を遵守し適正に処理を行うこと。(指針二2(2)②)

10 廃棄物の種別について「金属製廃棄物等」、「ガラス製廃棄物等」及び「プラ

スチック製廃棄物等」、「廃油」などは、あらゆる事業活動に伴うものが産業廃棄物に該当するなど、その性状及び事業活動によって、産業廃棄物若しくは一般廃棄物に該当するかが異なるため留意すること。(指針二2(2)③)

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和七年十月十七日から同年十一月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和七年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和七年十月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十八項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年十月十七日

青森県三八農林水産事務所長 大和山 真 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	木村 時彦	八戸市大字市川町字橋向三三の一	令和七・九・二九

公 安 委 員 会

ガスクロマトグラフ質量分析計賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年十月十七日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

ガスクロマトグラフ質量分析計 一式

二 賃貸借期間

令和八年三月一日から令和十五年二月二十八日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は、令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の借入れについてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書を令和七年十一月十三日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに应付しなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に应付しない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二一一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二一一

2 入札書の提出期限

令和七年十一月二十七日 午前十時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階 会議室C

令和七年十一月二十七日 午前十時四十分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち

一か月分に相当する金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和七年度の契約金額とする。ただし、令和八年度から令和十三年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じて得た額とし、令和十四年度の契約金額は、落札価格に十一を乗じて得た額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Gas Chromatograph Mass Spectrometer
1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:
10:30 A.M. November 27th, 2025

3 Contact point for the notice:
Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shimachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月十七日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 特定調達の名称等

業務番号…病委（統）第七―二号

業務名…統合新病院新築基本設計業務

二 契約に関する事務を担当する部局の名称

青森県病院局運営部（青森県総合政策部統合新病院開設準備室）

住 所…〒〇三〇―〇八二二 青森市中央三丁目二〇の一

電話番号…〇一七―七五三―〇二三八

電子メールアドレス：shinbyoin@pref.aomori.lg.jp

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方の決定をした日

令和七年九月三十日

五 契約の相手方の名称及び住所

名 称…佐藤総合計画・八洲建築設計事務所共同企業体

代表者…株式会社佐藤総合計画

東京都墨田区横網二丁目一〇の一

構成員…株式会社八洲建築事務所

青森市松原三丁目一四の一

六 契約金額

三億七千八百八十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第六号による。

八 契約の相手方を決定した手続き

公募型プロポーザル方式により選定した契約候補者を契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付二十一円七十銭